

仕様書

業務名：令和 8 年度那覇市市有地及び管理地（所有者不明土地）草刈り等業務委託（以下「草刈業務」という。）

業務場所：（別紙）令和 8 年度草刈り面積一覧表（以下「面積一覧表」という。）

履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

1 目的

那覇市市有地及び管理地（所有者不明土地）（以下「市有地及び管理地」という。）の草刈り等を計画的に行うことにより、景観及び公衆衛生上良好な環境を確保し、市有地及び管理地の適正な管理に資することをその目的とする。

2 草刈り等業務の内容

- （１）「草刈り等」とは、発注者の指定する草、花、木※（枝葉を含む）及びその根を切り取ることを指す。※肩掛け式動力草刈り機で処理できる範囲。
- （２）「草刈業務」とは、次の（a）～（c）を指す。
 - （a）草刈り等の実施
 - （b）草刈り等終了後の現場及びその周辺の片づけ清掃
 - （c）草刈り等により切り取られた物（以下「剪定廃棄物」という。）の処分
- （３）草刈業務を行う場所は、原則として面積一覧表の掲載箇所とし、業務回数は、面積一覧表に示す「業務回数」とする。
- （４）草刈業務を行う面積は、面積一覧表に掲載されている「総面積」の範囲内とする。総面積とは、面積一覧表の「延べ面積(㎡)」に「業務回数」を乗じた後に、それらを合計した値とする。

3 提出書類

受注者は、発注者へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

- （１）業務計画書 契約後 14 日以内
- （２）数量報告書 業務後 14 日以内
- （３）写真管理表 業務後 14 日以内
 - （a）業務を実施した市有地及び管理地の写真（着手前後、作業状況等）
 - （b）剪定廃棄物の搬出時及び搬入場所への搬入時の車両写真

4 安全管理

- （１）作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障の

ないようにすること

- (2) 剪定廃棄物は、早急にかたづけ、近隣の迷惑にならないようにすること。
- (3) 芝刈工（肩掛け式動力草刈り機）の作業を行う場合、周囲の安全確保及び財産保全に万全を期すために、防護ネットを設置し、小石などが飛散しないように十分注意すること。

5 剪定廃棄物の処分

- (1) 処分に関しては再資源化施設への搬入とし、発注者と協議の上、「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。
- (2) 剪定廃棄物の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃し復旧すること。

6 暴力団員等による不当介入の排除対策

- (1) 受注者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

7 その他

「那覇市環境方針」の趣旨に則り、燃料の使用削減等、車両の適正運行を図り、環境への配慮を推進するために、次の（a）～（g）に十分留意した上で、草刈業務にあたること。

- (a) 空ぶかし・急発進・急加速・急ブレーキをせず、適切な車間距離をとること。
- (b) 経済速度で走行すること。
- (c) 無駄な荷物は積まないこと。
- (d) タイヤの空気圧を適正にすること。
- (e) アイドリングストップを実施すること。
- (f) 排出ガス等を抑制するために、適正な車両整備に努めること。
- (g) 効率的なコースを運行するよう努めること。